
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 19 号「従業員給付」他国の通貨を採用した国における割引率**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）に関する暫定合意の内容及び IFRS-IC 会議の主な議論を説明することを目的として作成している。

II. 背景

要望の概要

2. 地域市場の一部となっていないにもかかわらず、他国の通貨を公式又は法定の通貨として採用している国で営業している企業（例：米ドルを公式又は法定の通貨としているエクアドルにおいて営業している企業）がどのように退職後給付債務の割引率を決定するか明確化を求める要望書が IFRS-IC に寄せられた。
3. IAS 第 19 号「従業員給付」第 83 項で企業が割引率を決定する場合の技法（いわゆる割引率技法）を指定している。

IAS 第 19 号第 83 項

退職後給付債務（積立てをしないものとし、しないものの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。

4. 要望書の提出者は、エクアドルには米ドル建の優良社債の厚みのある市場が存在しないことを指摘した上で、米ドル建の退職後給付債務を保有しているエクアドルの企業が、他の市場の米ドル建の優良社債又はそれらの社債が発行された国（例：アメリカ合衆国）を考慮するのかどうかという質問があった。
5. 割引率技法は、企業に年金債務を表示している通貨建の優良社債の市場に厚みがあるかどうかの評価については、通貨レベルで行い、国レベルで行わないという意見がある。したがって、このような評価にあたっては、企業はその通貨建の優良社債が発行

されている他の市場も考慮することになり、その通貨建の優良社債の厚みがある市場が存在する場合には、企業は当該優良社債の市場利回りを参照することで割引率を決定することになる。これは厚みのある市場が企業の営業している市場や国と異なる場合にもあてはまる。

6. しかしながら、提出者は、異なる市場又は国における米ドル建の優良社債を考慮するのは不適切であると主張している。
7. 提出者は、米ドル建の優良社債の割引率を他の市場（例：アメリカ合衆国）から入手することは、エクアドルの経済的要因に基づいた数理計算上の仮定と整合しない可能性があり、これは IAS 第 19 号第 75 項の要求事項である、数理計算上の仮定に偏りがなく、かつ、互いに矛盾しないものでなければならないという要求事項を満たしていないという見解を示している。具体的には、次のような見解が示された。
 - (1) 米国内の米ドル建の優良社債を割引率として使用することは、エクアドルで営業している企業の経済的実態を反映していない。米国の市場とエクアドルの市場には著しい差異がある。これらの 2 つの市場は、ユーロ圏のような地域市場に見られるように同様なマクロ経済の変数を共有するということがない。
 - (2) 優良社債の厚みのある市場が存在しない国の年金債務のキャッシュ・フローを、優良社債の厚みのある市場が存在する国の割引率で割り引くことは適切ではない。なぜなら、一般的に企業は現地の金融資産と現地の企業からキャッシュ・フローを積み立てているためである。
 - (3) 減損評価時、IAS 第 36 号「資産の減損」は企業が貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローの見積を調整していない資産固有のリスクの現在の市場評価を反映する割引率を使用することを要求している。提出者は、この規定と同様に年金債務を測定する際、企業が年金資産の財務業績を考慮した割引率を使用すべきであると意見を述べている。
 - (4) 他の市場又は国で発行された優良社債の市場利回りを割引率に使用することは、同様な経済特性を有するが、同じ通貨を使用していない近隣各国の他の企業との比較可能性を失う結果となる可能性がある。

国債の市場利回りの使用

8. また、提出者は、企業が優良社債の市場利回りを参照して割引率を入手できない場合、企業は年金債務を表示している通貨建の国債の市場利回りを使用することを IAS 第 19 号第 83 項は要求しており、このような場合に、企業はエクアドル政府が発行した米ドル建国債の市場利回りを使うのか、米国政府が発行した国債の市場利回りを使

うのかが論点になるものの、上記と同様の理由により、エクアドル政府が発行した米ドル建国債の市場利回りを使うべきであると主張している。

IASB スタッフの分析

9. IAS 第 19 号第 83 項で定めている割引率技法は、企業がどのように割引率を決定するか概要を説明している。IAS 第 19 号第 75 項は数理計算上の仮定に偏りがなく、かつ、互いに矛盾しないものでなければならないと定めている。
10. IASB スタッフは要望書で示されたような企業がどのように割引率技法を適用するかを分析し、その技法の適用が IAS 第 19 号第 75 項の要求と対立しないかどうかを分析した。

割引率技法の適用

11. IAS 第 19 号第 83 項は「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」において次のように修正された。この修正は 2016 年 1 月以降に始まる事業年度から適用される。（二重取消線は削除、下線は追加を示す。）

IAS 第 19 号第 83 項

退職後給付債務（積立てをとするものとししないものの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券優良社債について厚みのある市場が存在しない国で通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。

（優良社債の市場の厚みの評価）

12. 当該修正に従った場合、割引率技法において、企業は優良社債の市場の厚みの評価を国レベルではなく、通貨レベルで評価することになる。したがって、企業が米ドル建で年金負債を保有している場合、IAS 第 19 号第 83 項は米ドル建の優良社債の厚みのある市場を評価することになる。
13. IAS 第 19 号第 83 項は、地域市場の一部である国において営業している企業と、他国の通貨を公式又は法定の通貨として採用している国において営業している企業とを区別していない。したがって、優良社債の市場の厚みの評価は、ユーロ圏でもエクアドルでも要求される。この評価は、市場間の経済その他の特徴の類似性によって変わるものではない。

14. IASB の修正の根拠は、企業が退職後給付債務に適用する割引率が、給付債務の通貨を反映することを確実にするためである。これは IAS 第 19 号の BC150B 項及び BC150C 項で明示されている。

IAS 第 19 号 BC150B 項

当審議会は、IAS 第 19 号の第 83 項が、社債又は国債の通貨及び期日は退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合させなければならないと述べていることに留意した。

IAS 第 19 号 BC150C 項

当審議会は、優良社債についての市場の厚みは通貨レベルで評価すべきであることを明確化するために、IAS 第 19 号の第 83 項を修正することを決定した。

15. したがって、米ドル建の年金負債を有するエクアドルの企業は、米ドル建の優良社債の市場の厚みを評価することになる。この際、米ドル建の優良社債が発行される市場は、自国の市場だけではなく、他の市場（例えば、米国市場）も検討することになる。例えば、エクアドルに米ドル建の優良社債に厚みがないものの、米国に米ドル建の優良社債に厚みがある場合、IAS 第 19 号第 83 項は優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定することを要求している。米ドル建の優良社債に厚みがある場合には、国債の市場利回りをを用いて割引率を決定することはできない。
16. IASB が通貨レベルでの評価を要求する（結果として「国」を参照することを削除する）よう IAS 第 19 号の第 83 項の修正を提案したとき、一部のコメント回答者は、エクアドルのような、他国の通貨を公式又は法定通貨として採用している国々に対する影響について懸念を示した。IASB はこれらの懸念について明示的に検討し、次のように結論付けた。

IAS 第 19 号 BC150F 項

2013 年年次改善公開草案に対するコメント提出者の一部は、この修正が、地域市場の加盟国又は共通の通貨を有する地域市場の一部とならずに、ある通貨を公式又は法定の通貨として採用した国々に与える可能性のある影響について懸念を示した。彼らは、修正案はこれらの国では矛盾した結果を生じる可能性があると考えている。より強い通貨で表示された優良社債から決定される割引率は、これらの国々で退職後給付を提供するコストを算定するために使用される物価上昇率（及び他の仮定）と不整合となる可能性があるからである。当審議会は、この矛盾は指摘された事実パターンに特有のものではないことに留意した。むしろ、ある場所での物価上昇率は、たとえ同じ国、連邦、又は通貨を共有している地域市場の中であっても、他の場所とは異なる場合がある。当審議会の考えでは、この修正の潜在的な影響の分析は、有用な追加的情報を提供しないであ

ろう。当審議会は、この修正は、当審議会が修正を提案した際にすでに考慮した狭い範囲の状況のために遅らせるべきではない改善であると結論を下した。

(割引率決定の際に参照すべき優良社債の母集団)

17. 割引率技法は、割引率の決定をするにあたり、企業が参照する優良社債の母集団を特定していない。参照される優良社債の通貨及び期間は、年金債務の通貨及び期間と整合的でなければならないとしているものの、参照すべき優良社債の母集団に関してはそれ以上触れられていない。したがって、企業は割引率を決定する際に参照すべき優良社債の適切な母集団を決定するために判断を適用することになる。2013年11月のIFRS-ICから公表されたアジェンダ決定には次の内容が示されている。

(前略) …通常、割引率算定の基礎として使用する優良社債の母集団の識別には判断の使用が必要となり、… (以下省略)

18. IASBが2014年にIAS第19号第83項を修正した際、次の点が留意された。

IAS第19号BC150E

2013年年次改善公開草案に対するコメント提出者の一部は、当審議会に、修正案は優良社債について厚みのある市場がある国・地域市場で営業している企業が、自身の国・地域市場で発行された優良社債だけを使用することを禁止するかどうかを明確化すべきだと提案した。当審議会は、この修正は、優良社債の市場の厚みを国・地域市場レベルではなく通貨レベルで評価すべきであることを明確化するだけであることを留意した。退職後給付債務についての割引率の決定に使用する優良社債のバスケットが、ある通貨で発行された優良社債のすべてを含んでいなければならないという要求はしていない。

19. IFRS-ICは、社債は高品質でなければいけないと指摘した。2013年11月に公表されたアジェンダ決定では次が述べられている。

解釈指針委員会は、さらに、IAS第19号の第83項で使用している「優良」という用語は、絶対的な信用度を反映するものであり、社債の所与の母集団についての相対的な信用度の概念（例えば、「最優良」という用語を使用した場合であれば、これに当てはまる）ではないことに留意した。したがって、解釈指針委員会は、優良の概念は一定期間にわたり変化すべきではないと考えた。したがって、優良社債の数の減少により優良の概念の変化が生じるべきではない。解釈指針委員会は、優良社債に係る利回りを反映するための割引率の算定に用いる企業の手法及び技法が各期間で著しく変化するとは予想していない。

(国債の市場利回りの使用)

20. 企業の年金債務の通貨建の優良社債に厚みのある市場がない場合、割引率技法は企業に当該通貨建の国債の市場利回りを使用することになる。
21. 優良社債と同様に、割引率技法は企業が割引率を決定するために使用する国債の母集団に関して特定しておらず、その通貨及び期間が年金債務と整合的であることを要求している。企業は適切な割引率を決定する際、使用するべき国債の適切な母集団を決定するために判断を適用することになる。
22. 2013年にIFRS-ICは割引率技法に対し、追加的な解釈の公表又は変更を検討した。その過程でIFRS-ICは割引率を決定する場合にどの国債を企業は使用するかを明確化することが具体的に議論された。(詳しくはIFRICアップデート2013年5月のIFRS-ICの取組み事項(work in progress)を参照)しかし、2013年7月のIFRICアップデートで留意されたように、IFRS-ICは割引率の決定のための要求の変更又は解釈を追加することは、効率の良い方法で取り組むには範囲が広過ぎるという結論を下した。

(IAS 第19号第83項を適用する結論)

23. IASBスタッフの割引率技法の分析に基づくと、次の結論が導かれる。
 - (1) 年金債務を保有する企業は年金債務建の通貨(本事例の場合、米ドル)建の優良社債の市場の厚みを評価する。企業は市場の厚みの評価を、企業が営業をする市場又は国(本事例の場合、エクアドル)に限定するのみならず、米国通貨建の優良社債が発行された他の市場又は国を考慮する。
 - (2) 米ドル建の優良社債の厚みのある市場がある場合、企業は報告期間の期末時点の市場利回りを参照して割引率を決定する。このような債券の厚みのある市場が自国に存在しない場合にもあてはまる。米ドル建の優良社債の厚みのある市場がある場合、企業は割引率を決定するために国債の市場利回りを使用しない。
 - (3) 米ドル建の優良社債に厚みのある市場が存在しない場合、企業は米ドル建の国債の市場利回りを使用して割引率を決定する。
 - (4) 企業は割引率を決定する場合に、参照すべき優良社債又は国債の適切な母集団を決定する判断を適用する。債券の通貨及び期間は、年金負債の通貨及び期間と整合的でなければいけない。

割引率技法を適用することが数理計算上の仮定が互いに矛盾しないことの原因となるか?

24. IAS 第19号第75項では次のように数理計算上の仮定が定められている。

IAS 第 19 号 75 項

数理計算上の仮定は、偏りがなく、かつ、互いに矛盾しないものでなければならない。

25. また IAS 第 19 号第 78 項では矛盾について次のように述べられている。

IAS 第 19 号 78 項

数理計算上の仮定がインフレーション、昇給率及び割引率のような要素間の経済的関係を反映する場合には、その仮定は、互いに矛盾しない。例えば、将来の任意の期間における特定のインフレーションの水準に依存する、すべての仮定（利率及び給与や給付の上昇率に関する仮定のような）が、当該期間における同一のインフレーションの水準を前提としている。

26. 提出者は、エクアドルの企業が、米国（当該債券の厚みのある市場が存在する）のような、他の市場又は国の米ドル建社債の市場利回りを参照して割引率を決定すると仮定した場合、企業は数理計算上の仮定が互いに矛盾があるとして、IAS 第 19 号第 75 項の要求を満たさなくなる可能性があるとして指摘している。
27. 提出者の見解は、本資料第 7 項で概要を説明したとおりである。提出者はまた、地域市場（例えばユーロ圏）の一部の国で営業をしている企業にとって、他の国又は他の市場の優良社債の市場利回りから得られる割引率を使用することは適切かもしれないが、地域市場の一部となっていないにもかかわらず、他国の通貨を公式又は法定の通貨として採用している国（例えばエクアドル）で営業している企業には適切ではないという見解を示した。
28. IASB は 2014 年に IAS 第 19 号第 83 項を改訂（本資料第 11 項に記載）した際、他の市場又は国の優良社債の市場利回りから割引率を得ることが、退職給付のコストを決定するために使用される物価上昇率及び他の数理計算上の仮定と整合しているか考慮した。

IAS 第 19 号 BC150F 項

2013 年年次改善公開草案に対するコメント提出者の一部は、この修正が、地域市場の加盟国又は共通の通貨を有する地域市場の一部とならずに、ある通貨を公式又は法定の通貨として採用した国々に与える可能性のある影響について懸念を示した。彼らは、修正案はこれらの国では矛盾した結果を生じる可能性があると考えている。より強い通貨で表示された優良社債から決定される割引率は、これらの国々で退職後給付を提供するコストを算定するために使用される物価上昇率（及び他の仮定）と不整合となる可能性があるからである。当審議会は、この矛盾は指摘された事実パターンに特有のものではな

いことに留意した。むしろ、ある場所での物価上昇率は、たとえ同じ国、連邦、又は通貨を共有している地域市場の中であっても、他の場所とは異なる場合がある。当審議会の考えでは、この修正の潜在的な影響の分析は、有用な追加的情報を提供しないであろう。当審議会は、この修正は、当審議会が修正を提案した際にすでに考慮した狭い範囲の状況のために遅らせるべきではない改善であると結論を下した。

29. IASB スタッフは、物価上昇率の違いは、例えば指摘された事実パターンに特有のものではないという IASB の結論に賛成する。それを証明するために、IASB スタッフは同一の地域市場ではないエクアドルと米国の物価上昇率とユーロ圏の同一の地域市場にあるギリシャとドイツの物価上昇率を分析比較した。別紙 3 で、それらの国の 2004 年から 2015 年の物価上昇の推移に着目した。2015 年の物価上昇率はエクアドルで 4.0% に対して米国は 0.1% と異なっている一方、ギリシャでマイナス 1.7% に対してドイツで 0.2% という結果となり、同じユーロ圏にもかかわらず異なる物価上昇率が示されている。

(割引率とその技法の目的)

30. 他の市場又は国の優良社債の市場利回りを参照することにより割引率を決定することは、エクアドルの数理計算上の仮定と互いに矛盾しないかどうか追加的な評価をするため、IASB スタッフは割引率の目的とそれがどのように割引率技法と連動しているか考慮した。

IAS 第 19 号 BC150F 項

重要な影響がある数理計算上の仮定の 1 つは、割引率である。割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない。さらに、割引率は、企業に対する債権者が負担している企業固有の信用リスクは反映せず、また、将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクも反映しない。

31. IAS 第 19 号の BC129 項から BC139 項（別紙 2 に掲載）に IASB の前身である国際会計基準委員会（以下「IASC」という。）の割引率技法の選定について判断が示されている。IASC は、割引率は制度資産の期待利回りであるべきかどうか考慮した。IAS 第 19 号の BC130 項で示されているように、IASC はこのアプローチを基金が特定の種類の資産への投資を選択したという事実は、債務の性質や金額には影響しないという理由で棄却した。IASC は、給付債務の測定は、制度が実際に保有する制度資産の測定と独立するべきだと結論を下した。
32. IASC はまた、割引率はリスク調整後となるべきか検討した。IASC の結論は IAS 第 19 号の B134 項に示されているとおり、企業に資産のポートフォリオに係る適切な期待

収益率を基礎とした割引率決定を要求することを棄却した。

33. IASC は割引率を次のように決定した。
 - (1) 時間価値を反映しなければならない。
 - (2) 確定給付債務のリスクを把握することを試みるものであってはならない。
 - (3) 企業自身の信用格付けを反映させるべきではない。
34. IASC はこのような目的を最適に達成できる率は優良社債の市場利回りと結論を下した。また、優良社債の厚みのある市場が存在しない通貨に関して、企業は国債の市場利回りを使用することとした。
35. IAS 第 19 号の第 84 項の文言と IAS 第 9 号 BC129 項から BC137 項の議論から、IASB は企業にリスク・フリー・レートを使用する意図を含んでいると読み取れるかもしれない。しかし、優良社債の市場利回りを参照して割引率を決めることを企業に要求することは、比較的低いレベルにもかかわらずある程度の信用リスクが含まれていることを暗に示している。したがって、IAS 第 19 号第 84 項で述べられている割引率の目的と IAS 第 19 号第 83 項で述べられている割引率技法には明確な繋がりには存在しないと予想される。
36. エクアドルのような他国の通貨を公式又は法定の通貨として採用した国に、いくつかの特有のリスクが存在する。例えば、エクアドルの中央銀行は市場の米ドルの供給量に対し、限られた操作しかできない。また、エクアドルの企業が、米ドルで加入者に年金債務を履行することができない状況が起こるリスクがある。同様に米ドルで年金債務を履行できない他のリスクとして、エクアドル政府が自国の別の通貨を再発行して、既存の権利と債務をその新しい通貨建とすることを要求する可能性がある。
37. エクアドルで発行された米ドル建の国債から得られる割引率は、いくつかの特有のリスクを反映する可能性がある。これらは企業固有なリスクではなく、エクアドル市場で営業しているすべての企業により広く適用できるリスクである。
38. エクアドル、または同様の国における企業が米ドル建の優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定することは、これらの優良社債が他の市場又は国で発行されていても適切だ、という意見があった。なぜならば、割引率の目的は貨幣の時間価値を反映することであり、IASC が優良社債の市場利回りがこの目的を達成する最良の率だと結論を下したためである。彼らの見解ではエクアドルに固有のその他のリスクを考慮することは、米ドルの時間価値の効果の表現を歪める可能性があるため不適切であると判断した。

39. 一方で、割引率を決定する場合、企業が営業している環境のマクロ経済リスクを反映するのは適切であり、優良社債の利回りは純粋なリスク・フリー・レートではないので、IASB は、単に貨幣の時間価値以外の何らかのリスクを反映するための率を意図しているという見解があった。
40. 割引率と割引率技法の目的に、明確な繋がりが存在しないように見えることを考えると、IASB スタッフは割引率とその他の数理計算上の仮定が相関又は整合するのかわび、どの程度相関又は整合するのかを評価することは可能ではないと考える。
41. したがって、IASB スタッフは IAS 第 19 号第 83 項で定められている割引率技法は、明確で曖昧ではないと考える。そして、IASB スタッフは提出された事実パターンに示されている他の市場又は国の優良社債の使用利回りを基礎とした割引率の決定は、互いに矛盾する数理計算上の仮定を使用する（IAS 第 19 号第 75 項の要求と対立する）原因となることを支持する基礎は存在しないと考えた。
42. IASB スタッフは本議題をプロジェクトに含めないことを IFRS-IC に提案した。理由は次の通りである。
- (1) 割引率技法の根本から再考し、IAS 第 19 号の根本的な改訂をすることは、IFRS-IC が取り扱う狭い範囲のプロジェクトの範囲を超えている。
 - (2) 割引率と割引率技法の繋がりの明確化は、2013 年に IFRS-IC で既に取り組んでおり、範囲が広すぎて効果的ではないため、取り扱わない結論を下している。
 - (3) IASB でも割引率に含まれる範囲（貨幣の時間価値及びその他のリスク・プレミアム）の議論は他のプロジェクトよりも優先されていない。
43. IASB スタッフは IAS 第 19 号で要求事項は企業が割引率を決定するための十分な基礎を提供していると考えている。したがって、IASB スタッフは IFRS 基準の変更又は追加は必要がなく、割引率の目的の明確化をプロジェクトとすることは IFRS-IC にとって範囲が広すぎて取り扱うことはできないと結論を下した。

(IASB スタッフ提案)

44. IFRS-IC のアジェンダ要件に基づき、本議題を IFRS-IC のアジェンダに追加せず、企業がどのように IAS 第 19 号の関連する原則と要求を、提出された事実パターンに適用するのかわび、その概要を説明する教育的ガイダンスを含めたアジェンダ決定（別紙 1 参照）を公表することを IASB スタッフは提案した。

III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフから IFRS-IC への質問

45. IASB スタッフから次のような質問が IFRS-IC にされた。

- (1) IFRS-IC は、企業がどのように IAS 第 19 号第 83 項の要求を適用するかという要望書の事例において、本資料第 23 項で述べられている IASB スタッフの結論に賛成するか。
- (2) IFRS-IC は今回の要望書の事例において、IAS 第 19 号第 83 項の割引率の利用の技法が IAS 第 19 号第 75 項の数理計算上の仮定についての要求事項との互いに矛盾する可能性があることを結論付ける基礎は存在しないという IASB スタッフの結論に賛成するか。
- (3) IFRS-IC はこの問題をアジェンダに加えないことに賛成するか。
- (4) IFRS-IC はアジェンダ決定案の文言に対してコメントはあるか。

3 月の IFRS-IC 会議で聞かれた意見

46. 2017 年 3 月の IFRS-IC 会議では、IASB スタッフ提案について、IASB スタッフの分析を踏まえ、次のような議論が行われた。

- (1) アジェンダ決定案で、割引率が制度資産に係る期待利回りを反映しないことを指摘した方がよいのではないか。
- (2) どの割引率が数理計算上の仮定と相互に関連性があるかを評価することは色々な仮定があるため不可能である。
- (3) 本資料第 39 項について、割引率を決定する場合、企業が営業している環境のマクロ経済リスクを反映するのは適切であり、優良社債を採用することによって、貨幣の時間価値以外のリスクを反映するとあるが、当該債券の発行された国のマクロ経済リスクは含まれるかもしれない一方、他国の企業のマクロ経済リスクは含まれないのではないか。(例えば、エクアドルの企業が米国建の米国で営業している企業の優良社債の市場利回りを割引率として参照する場合、その割引率にはエクアドルの市場のマクロ経済リスクは考慮されていない。)
- (4) 本題について深堀すればするほど、考慮すべき事項が増えて、アジェンダ決定とコメントレターの情報が増加し、対応することが難しくなる。
- (5) マーケットリスク・プレミアムを割引率に含めると、割引率は増加し、給付金債務は減少する可能性が高いので、それを割引率の考慮に入れない方が良い。

- (6) アジェンダ決定の内容は、現行の基準に書いてあることを確認する表現の範囲を超えてはならず、現行の基準の良し悪しの議論を提供すべきではない。

IV. 今後の予定

47. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017年5月22日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙 1)

IFRIC Update に掲載されたアジェンダ決定案の仮訳**IAS 第 19 号「従業員給付」－ 他国の通貨を採用した国における割引率**

委員会は、他国の通貨（米ドル）を公式又は法定の通貨として採用した国（エクアドル）において、退職後給付債務を割り引くために使用する率（割引率）を企業がどのように決定するのかを明確化するよう求める要望を受けた。企業の退職後給付債務は米ドル建である。要望提出者は、企業が営業を行っている国（エクアドル）において米ドル建の優良社債の厚みのある市場はないと述べている。

要望提出者は、この状況において、企業は米ドル建の優良社債が発行されている他の市場又は国（例えば、米国）における当該社債の市場の厚みを考慮するのかどうかを質問した。米ドル建の優良社債に厚みのある市場がない場合には、IAS 第 19 号は、割引率を決定する際に、米ドル建の国債の市場利回りを使用することを企業に要求している。要望提出者は、企業はエクアドル政府が発行した米ドル建債券の市場利回りを使用することができるのか、それとも企業は他の市場又は国の政府が発行した米ドル建債券の市場利回りを使用することを要求されるのかを質問した。

委員会は、IAS 第 19 号の第 83 項を適用すると次のようになることに着目した。

- a. 退職後給付債務が特定の通貨建となっている企業は、当該通貨建の優良社債の市場の厚みを評価する。企業はこの評価を自らが営業を行っている市場又は国に限定せず、当該通貨建の優良社債が発行されている他の市場又は国も考慮する。
- b. 当該通貨建の優良社債に厚みのある市場がある場合には、企業は報告期間の末日現在の優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定する。たとえ企業が営業を行っている市場又は国においてそうした債券の厚みのある市場がない場合であっても同じである。この状況においては、企業は割引率を決定するために国債の市場利回りを使用しない。
- c. 当該通貨建の優良社債に厚みのある市場がない場合には、企業は当該通貨建の国債の市場利回りをを用いて割引率を決定する。
- d. 企業は割引率を決定する際に参照すべき優良社債又は国債の適切な母集団を決定するために判断を適用する。債券の通貨及び期間は、退職後給付債務の通貨及び見積期間と整合的でなければならない。

委員会は、割引率は制度資産に係る期待利回りを反映しないことに留意した。IAS 第

19号のBC130項では、債務の測定は制度が実際に保有している制度資産の測定とは独立とすべきであると述べている。

さらに、委員会はIAS第19号の第75項と第83項の要求事項の間の相互関係を考慮した。IAS第19号の第75項は、数理計算上の仮定が互いに矛盾しないことを要求している。委員会は、IAS第19号の第83項の要求事項を適用して算出された割引率が他の数理計算上の仮定と両立するのかどうか及びどの程度両立するのかを評価することは可能ではないと結論を下した。したがって、企業は割引率を決定する際にIAS第19号の第83項の要求事項を適用する。

委員会は、IAS第19号の要求事項は、他国通貨を公式又は法定の通貨として採用した国で企業が営業を行っている場合に企業が割引率を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

(別紙 2)

関連する基準等**IAS 第 19 号「従業員給付」**

- 75 数理計算上の仮定は、偏りがなく、かつ、互いに矛盾しないものでなければならない。
- 83 退職後給付債務（積立てをするものとししないものの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。
- 84 重要な影響がある数理計算上の仮定の 1 つは、割引率である。割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない。さらに、割引率は、企業に対する債権者が負担している企業固有の信用リスクは反映せず、また、将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクも反映しない。

数理計算上の仮定——割引率

- BC129 確定給付制度債務を測定する際の、最も重要な問題点の 1 つは、割引率を決定するために使用する基準の選択である。1998年改訂前の IAS 第 19号では、約定された退職給付の数理計算上の現在価値を算定するにあたり仮定する割引率は、当該債務が決済されると予想される長期利率又はその近似値を反映していた。IASC は、当該利率の使用を棄却した。そのような利率は決済を計画していない企業にとっては関連性がないからであり、また、このような債務の決済に関する市場はないかもしれないため人工的な構成物だからである。
- BC130 一部の人は、積立てのある給付については、割引率は制度が実際に保有する制度資産の期待収益率とすべきだと考えている。制度資産に係る収益は予想される最終的なキャッシュ・アウトフロー（すなわち将来の拠出）を忠実に表現するからである。IASC はこのアプローチを棄却した。基金が特定の種類の資産への投資を選択したという事実は、債務の性質や金額には影響しないからである。特に、期待収益の高い資産はリスクが高いため、企業は、単に制度が期待収益の高い高リスクの資産への投資を選択したというだけで、認識する負債を小さくすべきではない。したがって、当該債務の測定は、制度が実際に保有する制度資産の測定とは独立したものとすべきである。
- BC131 最も重要な決定は、割引率をリスク調整後の率（債務に関連するリスクを把握することを試みるもの）とすべきかどうかであった。一部の人は、最も適切なリスク調整後の率は長期的には当該債務に対する効果的なヘッジを提供するであろう制度資産の適切なポートフォリオの期待収益によって与えられるという見解を示した。適切なポートフォリオには、

次のものが含まれる。

- (a) 元従業員に対する債務に関しては、当該債務が形式的にも実質的にもインフレーションに連動していない範囲では、固定利付証券
- (b) 元従業員に対する指数に連動した債務に関しては、指数に連動した証券
- (c) 最終支払に連動した現在の従業員に対する給付債務に関しては、持分証券。これは、持分証券の長期の運用成績は、全体として経済の中で一般給与の上昇と（したがって、給付債務の最終支払の要素と）相関関係にあるという見解に基づく。

実際に保有する資産のポートフォリオが、必ずしもこの意味での適切なポートフォリオである必要はないことに留意することが重要である。実際に、国によっては、規制上の制約により適切なポートフォリオの保有が妨げられることがある。例えば、国によっては、制度が資産の一定率を固定利付証券の形で保有することが要求される。さらに、適切なポートフォリオが有効な参照点である場合には、それは積立てをする制度と積立てをしない制度の双方に等しく有効である。

BC132 リスク調整後の割引率として、適切なポートフォリオに係る利率を使用することを支持する人々は、次のように主張する。

- (a) 資産のポートフォリオ理論は、資産の期待収益率（又は負債に固有の利率）は、当該資産（又は負債）に関する分散不能リスクに関連すると示唆している。分散不能リスクは、収益（支払）の絶対値の変動性ではなく、他の資産の収益と当該収益（又は支払）との相関関係を反映する。資産のポートフォリオからのキャッシュ・インフローが確定給付制度債務のキャッシュ・アウトフローと同一の方法により長期にわたる経済状況の変動に反応する場合には、当該債務の分散不能リスク（したがって適切な割引率）は、資産のポートフォリオのそれと同一になるはずである。
- (b) 最終給与比例制度の基礎になる経済的現実の重要な側面は、最終給与と持分投資収益との間の相関関係であり、それは、双方が同一の長期的な経済力を反映することから生じる。その相関関係は完全ではないが十分に強力であるため、それを無視することは、当該負債の意図的な過大計上を導くことになろう。さらに、この相関関係を無視することは、債務を割り引くために使用した率と制度資産の公正価値に内在する割引率との間の短期の変動により、誤解を招くようなボラティリティが生じるであろう。これらの要因は、企業に確定給付制度を運営することを思いとどまらせ、持分証券から固定利付投資への切替えに導くであろう。確定給付制度の積立てを主として持分証券で行っている場合、これは株価に重大な衝撃を与える可能性がある。この切替えは、年金のコストも増加させることになる。見かけ上の（しかし存在しない）不足を除去

する圧力が会社にかかるであろう。

- (c) 企業が年金を購入してその債務を決済する場合には、保険会社は、給付債務の期日が到来した時のすべてのキャッシュ・フローを実質的に相殺するキャッシュ・インフローを提供する資産のポートフォリオに着目して、年金の利率を決定するであろう。したがって、適切な資産のポートフォリオの期待収益は、市場価値に近い金額によって当該債務を測定する。実務上は、依然として被保険者の裁量に任されている最終支払の決定について保険を引き受ける保険会社はないであろうから、年金の購入により最終支払債務を決済することはできない。しかし、最終給与による年金制度を含む事業の売買から証拠を得ることができる。この場合には、売手と買手は、適切な資産のポートフォリオの収益率によって年金債務を割り引いた現在価値に基づいて当該債務の価格を交渉するはずである。
- (d) 投資リスクは、よく分散した持分証券のポートフォリオにおいても存在するが、証券の一般的下落があれば、長期的には給与の下落に反映される。従業員がこうしたリスクを最終給与比例制度への同意により受け入れているので、当該リスクを債務の測定から除外することは、測定に意図的な偏りを持ち込むことになる。
- (e) 割引率として適切な資産のポートフォリオの期待収益率を使用する積立実務を古くから行っている国がある。積立上の考慮は会計上の問題点とは別であるが、このアプローチの長い歴史を考えると、他の提案されたアプローチの注意深い吟味が必要である。

BC133 リスク調整後の率に反対する人々は、次のように主張している。

- (a) 負債の割引率を決定する際に資産の収益に注目するのは正しくない。
- (b) 資産の収益と最終給与との間に強い相関関係が実際に存在するのであれば、最終給与による債務の市場が開発されているであろうが、このようなことは起きていない。さらに、そのような見ための相関関係が存在するとしても、その相関関係がポートフォリオと債務の共通の特徴から生じているのか、契約上の年金約定の変更から生じているのかは明確ではない。
- (c) 持分証券の収益は、死亡率、退職の時期、障害及び不利な選択の変動性のような、確定給付制度に関連する他のリスクとは相関関係にない。
- (d) 不確実なキャッシュ・フローを伴う負債を評価するためには、企業は通常リスク・フリー・レートより低い割引率を使用するはずである。しかし、適切な資産のポートフォリオの期待収益率は、リスク・フリー・レートよりも高い。

- (e) 最終給与が資産の収益と強い相関関係にあるという主張は、資産価格が下がる場合には最終給与が減少する傾向にあることを暗示するが、実際には、最終給与は減少しない傾向がある。
- (f) 持分証券は長期的にはリスクが低いという考え及び関連する長期的価値の考えは、市場は暴落の後、常に回復するという誤った見解に基づくものである。株主が株式を今日売却する場合には、いかなる追加的な長期的価値をも市場から得ることができない。長期にわたる一定の相関関係が存在したとしても、期日になった時には給付を支払わなければならない。債務を持分証券により積み立てる企業は、給付を支払わなければならない時に当該持分証券の価格が下落し得るリスクを負う。さらに、持分証券の実質収益はインフレーションとの相関関係がないとする仮説は、持分証券が長期的にもリスク・フリーの収益をもたらすことを意味するわけではない。
- (g) 適切な資産のポートフォリオの期待長期収益率は、実務上は、会計基準の妥当な基礎を提供できるほど十分に客観的には決定できない。この実務上の困難性には、適切な資産のポートフォリオの特徴を明示すること、そのポートフォリオの収益の見積りについての時期の範囲を選択すること、及び当該収益を見積ることが含まれる。

BC134 IASC は、資産の適切なポートフォリオに係る期待収益率が、確定給付制度債務に関連するリスクの適切で信頼できる徴候を提供する、あるいは、当該収益率が合理的な客観性をもって決定できるという明確な証拠を見出していなかった。したがって、IASC は、割引率は貨幣の時間価値を反映すべきであるが、前述のようなリスクを捕捉しようとするべきではないと決定した。さらに、割引率には、企業自身の信用格付けを反映させるべきではない。そうしないと、信用格付けの低い企業の方が負債を小さく認識することになるからである。このような目的を達成できる最善の利率は、優良社債の利回りであると IASC は判断した。当該社債について厚みのある市場が存在しない国では、国債の利回りを使用すべきである。

BC135 もう1つの問題点は、割引率を多年にわたる過去の実績に基づく長期平均利率とすべきか、又は適切な期間の債務についての貸借対照表日時点における現在市場利回りとすべきかであった。長期平均利率を支持した人々は、次のような見解を示した。

- (a) 長期アプローチは、他の国際会計基準で要求又は許容されている、取引に基づく取得原価アプローチと整合している。
- (b) 一時点における見積りは、実務上到達できない水準の精度を目指すものであり、報告される利益にボラティリティを生じさせる。これは債務の変動を忠実に表現するものではなく、その期その期の測定に際して予測される将来事象が決して正確には予測できないということを反映するものに過ぎない。

- (c) 最終給与に基づく債務について、市場年金価格も、予想される将来キャッシュ・フローの割引による試算も、不明瞭な年金価格しか決定できない。
- (d) 長期的には、制度資産の適切なポートフォリオは、給与の上昇に対応して増加する従業員給付債務に対するかなり有効なヘッジを提供するであろう。しかし、特定の測定日現在において、市場利回りが債務に織り込まれた給与の上昇に対応するという保証は非常に少ない。

BC136 IASC は、次の理由から、割引率は貸借対照表日における市場利回りを参照して決定しなければならないと決定した。

- (a) 何らかの想定された長期平均に向かって動いていくような、効率的市場価格を期待する合理的根拠はない。なぜなら、十分な流動性と厚みを有する市場価格は、公に入手できるすべての情報を組み込んでおり、個々のどんな市場参加者による長期的な趨勢の見積りよりも、目的適合性と信頼性が高いからである。
- (b) 当期中の勤務に帰属させる給付のコストには、当期の価格を反映しなければならない。
- (c) 予想される将来の給付を、将来のインフレ率の現時点での見積りを反映した将来の予測給与によって定義する場合には、割引率は現在の市場利回り（名目による）を基礎とすべきである。これらはインフレ率に関する現在の市場の予想も反映しているからである。
- (d) 制度資産を現時点の価値（すなわち公正価値）により測定する場合には、関連する債務は、測定の基礎の相違による不適切なボラティリティを避けるために、現在の割引率によって割り引くべきである。

BC137 貸借対照表日時点の市場利回りの参照は、長期債務を割り引くために短期割引率を使用すべきことを意味しているわけではなかった。IAS 第19号は、割引率は債務の予想期間と整合する予想期間の債券の（貸借対照表日の）市場利回りを反映すべきことを要求している。

数理計算上の仮定——割引率：2009年に公表した公開草案

BC138 IAS 第19号における割引率の要求事項によると、優良社債について厚みのある市場がない法域では、優良社債について厚みのある市場がある類似の法域の場合と比べて、基礎となる債務が非常に類似していても、著しく高い金額の確定給付制度債務を報告する結果となる可能性がある。

BC139 この論点を扱うため、2009年8月に当審議会は公開草案「従業員給付に関する割引率」を公表した。これは、優良社債について厚みのある市場がない場合に国債の利回りを使用するという要求の削除を提案していた。しかし、この公開草案へのコメントは、修正案が予想

より複雑な問題を生じさせることを示していた。それらのコメントを検討した後に、当審議会は、この提案を進めないこととし、割引率に関する論点は根本的な見直しの中でのみ扱うことを決定した（BC13項(b)参照）。

(別紙 3)

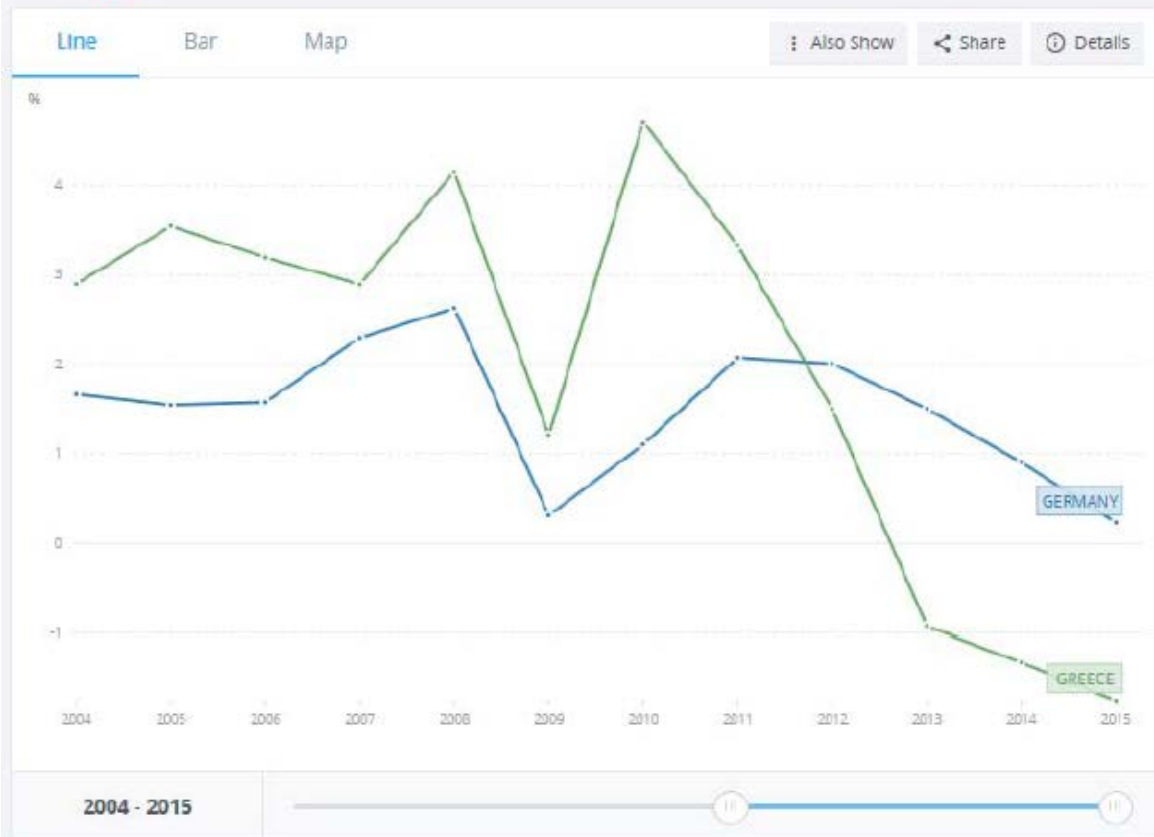
物価上昇率の比較



Inflation, consumer prices (annual %)

International Monetary Fund, International Financial Statistics and data files.

License: [Open](#)



Overview per country

Country	2004	2015	
Germany	1.7	0.2	
Greece	2.9	-1.7	

以上